

「私立学校振興費（運営費）補助金（幼稚園教諭に係る処遇改善割）」 に係る取扱いについて

【事業概要】

各私立幼稚園が、当該幼稚園に所属する教諭に係る給与の改善を実施した場合に、その経費の一部について補助金を交付するもの。

(1) 対象学種区分

幼稚園（私学助成を受ける幼稚園に限る。）

(2) 対象要件

次の要件をすべて満たす幼稚園が補助の対象となる。

ア 当該幼稚園に所属する教諭に対し、県が別に定めるベースアップの基準を超える給与改善が行われていること。

※ ベースアップの基準は、当該年度の岩手県人事委員会勧告における給与改定率とする。

イ 給与改善が一時的なものでなく後年度にわたり効果が及ぶものであること、又は後年度においても同等の措置を行う意思決定等がなされていること。

※ 原則として、給与改善実施前の給与水準を下回ることがあってはならないこと。

(3) 補助対象経費

当該幼稚園に所属する教諭に係る給与の改善に要する経費であって、県が別に定めるベースアップの基準を超える部分に相当する経費（ただし、改善前の給与総額に3/100 を乗じて算出した額を限度とする。）。

ア 補助の対象となる教諭の範囲

本務教員のうち、「幼稚園設置基準に定める専任の教諭等」に該当する者（ただし、法人の役員である者を除く。）。

具体的には、幼稚園設置基準第5条第1項の規定にある「専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭」のほか、同基準同条第2項の規定により、副園長又は教頭が教諭等を兼ねる場合や、助教諭若しくは講師をもって教諭等に代える場合について、対象とする。

一方、上記に示した「専任の教諭等」に該当しない者（園長、養護教諭、事務職員等）については、対象としない。

イ 補助の対象となる給与の範囲

基本給（本俸。ただし、定期昇給に係る部分を除く。）

※ 各種手当、賞与、一時金等については、対象としない。

(4) 補助金額

補助対象経費の2分の1以内の額とする。

(5) 留意事項

給与改善を実施した年度のみ補助対象とする。次年度以降については、給与水準を維持するのみでは足りず、当該年度において、県が別に定めるベースアップの基準を超える給与改善を要すること。